

令和6年第2回

富谷市議会定例会議案書

令和6年6月13日提出

富 谷 市

令和6年第2回 富谷市議会定例会議案

目 次

議 案

議案第 1 号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・	1
議案第 2 号	富谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・	3
議案第 3 号	富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・	5
議案第 4 号	富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・	9
議案第 5 号	富谷市都市公園条例の一部改正について・・・・・・・・・・	12
議案第 6 号	富谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・	14
議案第 7 号	富谷市下水道条例の一部改正について・・・・・・・・・・	22
議案第 8 号	令和6年度富谷市一般会計補正予算（第1号）・・・・・・・・・・	別冊
議案第 9 号	令和6年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）・・・・・・・・	別冊
議案第10号	令和6年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第1号）・・・・・・・・	別冊

議案第 11 号	令和 6 年度富谷市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 12 号	令和 6 年度富谷市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 13 号	令和 6 年度東向陽台小学校児童クラブ新築工事請負契約の締結について	26
議案第 14 号	町の区域を変更すること及び新たに画することについて	27
議案第 15 号	宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	29

承認

承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（富谷市税条例の一部を改正する条例）	32
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（富谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	70
承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（富谷市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例）	75
承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（富谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例）	79
承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度富谷市一般会計補正予算（第 8 号））	83
承認第 6 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度富谷市市営墓地特別会計補正予算（第 4 号））	84

承認第 7 号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第6号））	85
承認第 8 号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第5号））	86
承認第 9 号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度富谷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））	87
承認第10号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度富谷市下水道事業会計補正予算（第4号））	88
承認第11号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度富谷市水道事業会計補正予算（第5号））	89

議案第 1 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年富谷町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月13日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年富谷町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第17条 略 附 則 1 略 （東日本大震災の被災者に係る災害援護資金の貸付けの特例） 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）<u>第13条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る法第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」とする。</u> 3 略	第1条～第17条 略 附 則 1 略 （東日本大震災の被災者に係る災害援護資金の貸付けの特例） 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）<u>第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る法第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」とする。</u> 3 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

富谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

富谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年富谷町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月13日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２７年富谷町条例第１９号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第１条～第１４条 略 （指定介護予防支援の業務の委託） 第１５条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第１１５条の２３第３項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託にあたっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第１４０条の６６第１号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2)～(4) 略 第１６条～第３６条 略	第１条～第１４条 略 （指定介護予防支援の業務の委託） 第１５条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第１１５条の２３第３項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託にあたっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第１４０条の６６第１号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2)～(4) 略 第１６条～第３６条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富谷町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月13日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（昭和26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富谷町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第28条 略 (職員)	第1条～第28条 略 (職員)
第29条 略	第29条 略
2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。 ）おおむね <u>15人</u> につき1人	(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。 ）おおむね <u>20人</u> につき1人
(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u> につき1人	(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u> につき1人
3 略	3 略
第30条 略 (職員)	第30条 略 (職員)
第31条 略	第31条 略
2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。	2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。	(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。

改 正 後	現 行
) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略 第32条～第43条 略 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略 第45条・第46条 略 (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受	) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略 第32条～第43条 略 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略 第45条・第46条 略 (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受

改 正 後	現 行
け入れる場合に限る。次号において同じ。 ） おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につ き1人 3 略 第48条・第49条 略	け入れる場合に限る。次号において同じ。 ） おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につ き1人 3 略 第48条・第49条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年富谷町条例第20号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月13日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成２６年富谷町条例第２０号)の一部を次のように改正する。

10

改 正 後	現 行
，教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。 (1) 略 (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）</u> _____をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 3～6 略	，教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。 (1) 略 (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 3～6 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第23条（同条例第50条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条例第23条中「掲示するとともに」とあるのは「掲示しなければならないほか」と、「供しなければ」とあるのは「供するよう努めなければ」とする。

議案第 5 号

富谷市都市公園条例の一部改正について

富谷市都市公園条例（昭和52年富谷町条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月13日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

成田西公園テニスコートの使用区分の追加に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市都市公園条例の一部を改正する条例

富谷市都市公園条例（昭和52年富谷町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改 正 後					現 行					
第1条～第19条 略					第1条～第19条 略					
別表第1・別表第1の2 略					別表第1・別表第1の2 略					
別表第1の3（第6条の3，第11条関係）					別表第1の3（第6条の3，第11条関係）					
有料公園施設					有料公園施設					
公園 名	施設 名	使用区分（一面につき）				公園 名	施設 名	使用区分（一面につき）		
		早朝	午前	午後	全日			午前	午後	全日
		6:00～ 9:00	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	9:00～ 17:00			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	9:00～ 17:00
成田 西公 園	テニ スコ ート	600円	600円	800円	1,600 円	成田 西公 園	テニ スコ ート	600円	800円	1,600 円
備考 略					備考 略					
別表第2～別表第5 略					別表第2～別表第5 略					

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

附 則

この条例は，令和6年7月1日から施行する。

議案第 6 号

富谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
富谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年富谷町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月13日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

地区計画区域における建築物の制限に係る所要の改正を行うもの。

富谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

富谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成４年富谷町条例第１７号）

の一部を次のように改正する。

改

正

後

第1条～第19条 略

別表第1（第2条関係）

名 称	区 域
略	略
大清水地区整備計画 区域	略
明石台東地区整備計 画区域	明石台七丁目, 明石台八 丁目及び明石台九丁目 の全部及び明石宮前, 明 石上向田, 明石祭田, 明 石下向田, 明石下折元の 各一部
略	略

別表第2（第4条, 第9条, 第10条, 第13条
関係）

整備計	(1)	(2)	(3)	(4)	
画区域 の名称	地区の 名称	建築しては ならない建 築物	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	建築物の壁面 の位置の制限	
				(ア)	(イ)
略	略	略			
大清水 地区整	略	略	略	略	略

現

行

第1条～第19条 略

別表第1（第2条関係）

名 称	区 域
略	略
大清水地区整備計画 区域	略
明石台東地区整備計 画区域	明石台七丁目, 明石台八 丁目及び明石台九丁目 の全部
略	略

別表第2（第4条, 第9条, 第10条, 第13条
関係）

整備計	(1)	(2)	(3)	(4)	
画区域 の名称	地区の 名称	建築しては ならない建 築物	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	建築物の壁面 の位置の制限	
				(ア)	(イ)
略	略	略			
大清水 地区整	略	略	略	略	略

改 正 後						現 行					
備計画 区域						備計画 区域					
明石台 東地区 整備計 画区域	戸建住 宅A地 区	略	略	1 幹 線13 m及び 18m 道路	略	明石台 東地区 整備計 画区域	戸建住 宅_地 区	略	略	1 幹 線____ 18m 道路	略
				2 略	略					2 略	略
				3 略	略					3 略	略
	戸建住 宅B地 区	次に掲げる 建築物（こ れに附属す る建築物を 含む。）以 外の建築物 ア 一戸建 の専用住宅 イ 兼用住 宅（令第1 30条の3 第6号で定 める用途を 兼ねたもの に限る。） ウ 図書館 等 エ 診療所 オ 日用品 の販売を主 たる目的と	200 ㎡	1 緑 道等以 外の道 路（隅 切を除 く。） 2 緑 道等す べての 隣地	1. 3 m以上 1. 2 m以上						

改 正 後					現 行				
		する店舗 カ グルー プホーム キ 令第1 30条の4 に規定する 公益上必要 な建築物							
一般住 宅地区	略	略	略	略	一般住 宅地区	略	略	略	略
集合住 宅地区	略	略	略	略	集合住 宅地区	略	略	略	略
公共施 設地区	略				公共施 設地区	略			
公益施 設地区	次に掲げる 建築物（こ れに附属す る建築物を 含む。）以 外の建築物 ア 病院 イ 地区内 に立地する 病院が建築 する専修学 校 ウ 地区内 に立地する 病院が建築								

改 正 後						現 行					
		する長屋、 共同住宅又 は寄宿舍 エ 地方公 共団体の用 に供する建 築物 オ 令第1 30条の4 に規定する 公益上必要 な建築物									
高屋敷	略	略	略			高屋敷	略	略	略		
地区整 備計画 区域						地区整 備計画 区域					
略	略	略	略			略	略	略	略		
別表第3・別表第4 略						別表第3・別表第4 略					
別表第5 (第11条関係)						別表第5 (第11条関係)					
整備計 画区域 の名称	(1)	(2)				整備計 画区域 の名称	(1)	(2)			
	地区の名称	建築物の高さの最高 限度					地区の名称	建築物の高さの最高 限度			
略	略	略				略	略	略			
大清水 地区整 備計画 区域	略	略				大清水 地区整 備計画 区域	略	略			

改 正 後				現 行			
明石台 東地区 整備計 画区域	戸建A住宅地区	10m		明石台 東地区 整備計 画区域	戸建_住宅地区	10m	
	戸建B住宅地区	10m					
	略	略			略	略	
別表第6 略				別表第6 略			
別表第7 (第15条関係)				別表第7 (第15条関係)			
整備計	(1)	(2)	(3)	整備計	(1)	(2)	(3)
画区域 の名称	地区の 名称	建築物	適用し ない規 定	画区域 の名称	地区の 名称	建築物	適用し ない規 定
略	略	略	略	略	略	略	略
大清水 地区整 備計画 区域	略	略	略	大清水 地区整 備計画 区域	略	略	略
明石台 東地区 整備計 画区域	戸建A 住宅地 区	略	略	明石台 東地区 整備計 画区域	戸建_ 住宅地 区	略	略
		ア 建築物で第10条 の基準に適合しないこ ととなる部分の外壁等 の中心線の長さの合計 が3m以下であるもの (幹線13m及び18 m道路側を除く。)	第10 条			ア 建築物で第10条 の基準に適合しないこ ととなる部分の外壁等 の中心線の長さの合計 が3m以下であるもの (幹線_____18 m道路側を除く。)	第10 条
		イ 物置その他これに 類する用途に供する建 築物で、第10条の基 準に適合しないことと なる部分の軒の高さが				イ 物置その他これに 類する用途に供する建 築物で、第10条の基 準に適合しないことと なる部分の軒の高さが	

改 正 後				現 行			
		2. 3m以下で、かつ、 当該部分の床面積の合 計が5㎡以内であるも の				2. 3m以下で、かつ、 当該部分の床面積の合 計が5㎡以内であるも の	
	戸建B 住宅地 区	令第130条の4に規 定する公益上必要な建 築物	第9条				
		ア 建築物で第10条 の基準に適合しないこ ととなる部分の外壁等 の中心線の長さの合計 が3m以下であるもの イ 物置その他これに 類する用途に供する建 築物で、第10条の基 準に適合しないことと なる部分の軒の高さが 2. 3m以下で、かつ 、当該部分の床面積の 合計が5㎡以内である もの	第10 条				
	一般住 宅地区	略	略		一般住 宅地区	略	略
	集合住 宅地区	略	略		集合住 宅地区	略	略
高屋敷 地区整 備計画 区域	略	略	略	高屋敷 地区整 備計画 区域	略	略	略

改 正 後				現 行			
略	略	略	略	略	略	略	略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

富谷市下水道条例の一部を改正する条例について

富谷市下水道条例（昭和63年富谷町条例第13号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月13日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）に基づき、所要の改正を行うもの。

富谷市下水道条例（昭和 63 年富谷町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

23

改 正 後	現 行
(3) 略 (4) <u>選任</u>することとなる責任技術者に係る第8条の10の規定により交付された責任技術者証の写し (5) 略 (指定の基準) 第8条の3 市長は、第8条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。 (1) 営業所ごとに、<u>第8条の6第1項</u>の規定により責任技術者として登録を受けた者を<u>選任</u>している_____こと。 (2)～(4) 略 2 略 第8条の4 略 (責任技術者_____) 第8条の5 工事指定店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第1項に規定する<u>責任技術者</u>_____の登録を受けている者のうちから、責任技術者を<u>選任</u>しなければならない。<u>ただし、宮城県内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u> 2・3 略 第8条の6 略 (責任技術者の登録の申請) 第8条の7 前条第1項の登録を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。	(3) 略 (4) <u>専属</u>することとなる責任技術者の_____第8条の10の規定により交付された責任技術者証の写し (5) 略 (指定の基準) 第8条の3 市長は、第8条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。 (1) 営業所ごとに、<u>第8条の5第1項</u>の規定により責任技術者として登録を受けた者が<u>1名以上専属している者であること。</u> (2)～(4) 略 2 略 第8条の4 略 (<u>排水設備等工事責任技術者</u>) 第8条の5 工事指定店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第1項に規定する<u>排水設備等工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)</u>の登録を受けている者のうちから、責任技術者を<u>専属</u>させなければならない。_____ 2・3 略 第8条の6 略 (責任技術者の登録の申請) 第8条の7 前条第1項の登録を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

改 正 後	現 行
(1) 住民票、 <u>在留カード又は特別永住者証明</u> <u>書</u> の写し (2)・(3) 略 第8条の8～第32条 略	(1) 住民票_____ ____の写し (2)・(3) 略 第8条の8～第32条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

令和6年度東向陽台小学校児童クラブ新築工事請負契約の締結について

令和6年5月22日一般競争入札に付した、令和6年度東向陽台小学校児童クラブ新築工事請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和6年度東向陽台小学校児童クラブ新築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 一金400,400,000円也
- 4 契約の相手方 仙台市太白区富沢西四丁目19番地の19
同事建設株式会社
代表取締役 芦野正吉

令和6年6月13日提出

富谷市長 若生 裕俊

議案第14号

町の区域を変更すること及び新たに画することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内の町の区域を別添のとおり変更及び新たに画するものとする。

令和6年6月13日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

土地区画整理事業の施行に伴い、当該施行区域において町の区域を変更及び新たに画することによって、合理的にしようとするもの。

変 更 調 書

区域を変更する 町 名	左の区域に編入される区域	
	町・字名	地 番
明石台九丁目	明石宮前	87の2の一部, 93の2, 102の1, 131, 132の3の一部, 133の一部, 134の一部, 139の2, 140の2

新たに画する 町 名	左の区域に包含される区域	
	町・字名	地 番
明石台十丁目	明石宮前	87の2の一部, 92の2, 132の3の一部, 133の一部, 134の一部, 135から137まで, 138の2, 155の2, 156の2
	明石上向田	24, 41の3, 41の5, 41の6, 42, 50, 51, 54, 55の3, 56から58まで, 59の1, 59の4, 59の5, 59の7から59の12まで, 60の2, 60の3, 66の6, 66の8, 69の8, 79の1から79の3まで, 80の4, 81の6, 87の3, 88, 89及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	明石下向田	3の1, 3の2, 4の1, 5の1
	明石祭田	32の2, 88の2
	明石下折元	2, 3の1
	明石台七丁目	136

議案第15号

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、宮城県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月13日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の公布に伴い、宮城県後期高齢者医療広域連合規約を変更するもの。

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の新旧対照表

改 正 案	現 行
(広域連合の処理に関する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療の事務のうち次の各号に掲げる事務を処理する。ただし、当該各号に掲げる事務のうち、別表第1に定める事務については、関係市町村において行う。 (1) 被保険者の資格の管理に関する事務 (2) 医療給付に関する事務 (3) 保険料の賦課に関する事務 (4) 保健事業に関する事務 (5) その他前各号に掲げる後期高齢者医療の事務以外のもの 別表第1（第4条関係） 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>資格確認書等</u>の引渡し 3 <u>資格確認書等</u>の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 前各項に付随する事務	(広域連合の処理に関する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療の事務のうち次の各号に掲げる事務を処理する。ただし、当該各号に掲げる事務のうち、別表第1に定める事務については、関係市町村において行う。 (1) 被保険者の資格の管理に関する事務 (2) 医療給付に関する事務 (3) 保険料の賦課に関する事務 (4) 保健事業に関する事務 (5) その他前各号に掲げる後期高齢者医療の事務以外のもの 別表第1（第4条関係） 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し 3 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 前各項に付随する事務

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて（富谷市税条例の一部を改正する条例）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月13日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

富専第 2 号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

富谷市税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和6年3月30日

富谷市長 若 生 裕 俊

富谷市税条例の一部を改正する条例

富谷市税条例（昭和29年富谷町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第34条の6 略 （寄附金税額控除） 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)・(2) 略 (3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（<u>同条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2の規定によ</u>	第1条～第34条の6 略 （寄附金税額控除） 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)・(2) 略 (3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（<u>同条第3項</u> 及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2の規定によ

改 正 後	現 行
り所得税法第78条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、宮城県内に主たる事務所を有する法人に対するもの又は公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第2条第1項の規定により宮城県の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出するもの	り所得税法第78条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、宮城県内に主たる事務所を有する法人に対するもの又は公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第2条第1項の規定により宮城県の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出するもの
2 略	2 略
第34条の8～第50条 略 (市民税の減免)	第34条の8～第50条 略 (市民税の減免)
第51条 略	第51条 略
2 前項の規定により <u>市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u>	2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 _____ _____ _____
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
3 第1項の規定により <u>市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には</u> _____, 直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合 <u>においては</u>, 直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
第52条～第54条 略 (固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	第52条～第54条 略 (固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第55条 略	第55条 略

改 正 後	現 行
第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第152条第5項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書	第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書

改正後	現 行
館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 第57条～第70条 略 （固定資産税の減免） 第71条 略 2 前項の規定により <u>固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合には、この限りでない。</u> (1)～(5) 略 3 第1項の規定により <u>固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には</u> _____, 直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第72条～第139条の2 略	館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 第57条～第70条 略 （固定資産税の減免） 第71条 略 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 _____ _____ _____ _____ (1)～(5) 略 3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第72条～第139条の2 略

改 正 後	現 行
(特別土地保有税の減免) 第139条の3 略 2 前項の規定により 特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前1日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(3) 略 3 第1項の規定により 特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第140条～第150条 略 附 則 第1条～第4条 略 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	(特別土地保有税の減免) 第139条の3 略 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前1日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 _____ _____ _____ _____ (1)～(3) 略 3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第140条～第150条 略 附 則 第1条～第4条 略 <u>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</u> 第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈

改 正 後	現 行
	<u>与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</u>
第5条 略 <u>（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）</u> 第5条の2 <u>所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u> 2 <u>前項前段の場合において、第34条の2の規</u>	第5条 略

改 正 後	現 行
<u>定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u> <u>3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</u> （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるの	（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるの

改 正 後	現 行
は「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「<u>まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）</u>」として、同条の規定を適用することができる。 第7条～第7条の4 略 <u>（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）</u> 第7条の5 <u>令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> 2 <u>前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年</u>	は「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「<u>まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）</u>」として、同条の規定を適用することができる。 第7条～第7条の4 略

改 正 後	現 行
<u>中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</u> <u>(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)</u> <u>第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</u> <u>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額</u> <u>(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)</u>及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民	

改 正 後	現 行
<u>税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。</u> <u>(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の</u>	

改 正 後	現 行
<u>個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。</u> (3) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。</u> (4) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個</u>	

改 正 後	現 行
<u>人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。</u> 2 <u>令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。</u> <u>（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）</u> <u>第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。</u> <u>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年</u>	

改 正 後	現 行
金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつ	

改 正 後	現 行
て徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期	

改 正 後	現 行
<u>納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (3) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (4) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額</u>	

改正後	現 行
<u>がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額は無いものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> <u>(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額は無いものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及</u>	

改 正 後	現 行
<u>び均等割額の合算額に相当する税額とする。</u> <u>2 前項の規定の適用がある場合における第4</u> <u>7条の4の規定の適用については、同条第2項</u> <u>中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の</u> <u>初日の属する年の10月1日から翌年の3月</u> <u>31日までの間における当該特別徴収対象年</u> <u>金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払</u> <u>の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7</u> <u>条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法</u> <u>によって徴収すべき額」とする。</u> <u>3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所</u> <u>得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項</u> <u>の規定の適用があるものを除く。）については、</u> <u>次に定めるところによる。</u> <u>(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得</u> <u>に係る個人の市民税に係る特別税額控除額</u> <u>がその者の特別税額控除前の特別徴収に係</u> <u>る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金</u> <u>所得に係る個人の市民税の額から第47条</u> <u>の5第1項に規定する年金所得に係る仮特</u> <u>別徴収税額を控除した額をいう。以下この号</u> <u>において同じ。）を3で除して得た金額（当該</u> <u>金額に100円未満の端数があるとき、又は</u> <u>当該金額の全額が100円未満であるとき</u> <u>は、その端数金額又はその全額を切り捨てた</u> <u>金額。以下この項において「分割金額」とい</u> <u>う。）に2を乗じて得た金額をその者の特別</u> <u>税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税</u> <u>の額から控除した残額に相当する金額（以下</u>	

改 正 後	現 行
<u>この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> <u>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> <u>(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の1</u>	

改 正 後	現 行
<u>0月1日から翌年の1月31日までの間に おける税額はないものとし、同年2月1日か ら3月31日までの間においてはその者の 第47条の5第2項の規定により読み替え られた第47条の2第1項に規定する年金 所得に係る特別徴収税額に相当する税額と する。</u> <u>4 前項の規定の適用がある場合における第4 7条の4の規定の適用については、同条第2項 中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の 初日の属する年の10月1日から翌年の3月 31日までの間における当該特別徴収対象年 金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払 の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7 条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法 によって徴収すべき額」とする。</u> <u>5 令和6年度分の個人の市民税につき第47 条の6第1項の規定の適用がある場合につい ては、前各項の規定は、適用しない。</u> <u>(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控 除)</u> <u>第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限 り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規 定することにより控除すべき市民税に係る令 和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規 定する特別税額控除対象納税義務者の第34 条の3、第34条の6から第34条の9まで、 附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第 7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則</u>	

改 正 後	現 行
<u>第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第8条 略 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び<u>附則第7条の4の規定にかかわらず</u>、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、<u>附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする。</u> 第9条・第10条 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定	(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第8条 略 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条_____の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項_____の規定の適用については、<u>同項中</u>_____「前3条」とあるのは、<u>「前3条並びに附則第8条第2項」とする</u>_____。 第9条・第10条 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定

改 正 後	現 行
める割合) 第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 2～13 略 <u>14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。</u> <u>15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>21 略</u>	める割合) 第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 2～13 略 <u>14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>20 略</u> <u>21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u>

改 正 後	現 行
2 2 法附則第 1 5 条第 3 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	2 2 法附則第 1 5 条第 3 3 項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
2 3 法附則第 1 5 条第 3 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	2 3 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
2 4 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	
2 5 法附則第 1 5 条第 4 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	2 4 法附則第 1 5 条第 4 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
2 6 法附則第 1 5 条第 4 2 項に規定する市町村条例で定める割合は4分の3とする。	2 5 法附則第 1 5 条第 4 3 項に規定する市町村条例で定める割合は4分の3とする。
2 7 略	2 6 略
2 8 略	2 7 略
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第 1 0 条の 3 略	第 1 0 条の 3 略
2 略	2 略
3 市長は、<u>法附則第 1 5 条の 7 第 1 項又は第 2 項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）第 5 条第 4 項に規定する管理者等から、法附則第 1 5 条の 7 第 3 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 4 項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第 1 5 条の 7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 2 項の規定を適用することができる。</u>	

改 正 後	現 行
<u>4</u> 略	<u>3</u> 略
<u>5</u> 略	<u>4</u> 略
<u>6</u> 略	<u>5</u> 略
<u>7</u> 略	<u>6</u> 略
<u>8</u> 略	<u>7</u> 略
<u>9</u> 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に <u>施行規則附則第 7 条第 9 項各号</u> に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	<u>8</u> 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に <u>施行規則附則第 7 条第 8 項各号</u> に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(7) 略	(1)～(7) 略
<u>10</u> 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に <u>施行規則附則第 7 条第 10 項各号</u> に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	<u>9</u> 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に <u>施行規則附則第 7 条第 9 項各号</u> に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(6) 略	(1)～(6) 略
<u>11</u> 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に <u>施行規則附則第 7 条第 11 項各号</u> に掲げる	<u>10</u> 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に <u>施行規則附則第 7 条第 10 項各号</u> に規定す

改 正 後	現 行
書類を添付して市長に提出しなければならない。	書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(6) 略	(1)～(6) 略
<u>1 2</u> 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第 7 条第 1 2 項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	<u>1 1</u> 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第 7 条第 1 1 項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(6) 略	(1)～(6) 略
<u>1 3</u> 法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第 7 条第 1 7 項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	<u>1 2</u> 法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第 7 条第 1 6 項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(5) 略	(1)～(5) 略
<u>1 4</u> 法附則第 1 5 条の 1 0 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第 7 条第 1 8 項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関す	<u>1 3</u> 法附則第 1 5 条の 1 0 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第 7 条第 1 7 項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関す

改正後	現行
る法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	る法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(5) 施行規則<u>附則第7条第18項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用	(5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
(6) 略	(6) 略
<u>15</u> 略	<u>14</u> 略
第10条の4～第10条の6	第10条の4～第10条の6
（土地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>）	（土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>）
第11条 略	第11条 略
（<u>令和7年度又は令和8年度</u>における土地の価格の特例）	（<u>令和4年度又は令和5年度</u>における土地の価格の特例）
第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和7年度分又は令和8年度分の固定</u>	第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分の固定</u>

改 正 後	現 行
資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。	資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。
2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地</u>であって、<u>令和8年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の固定資産税の特例）	2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であって、<u>令和5年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分</u>の固定資産税の特例）
第12条 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5 _____ を乗じて得た額を加算した額 _____	第12条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5 <u>（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）</u> を乗じて得た額を加算した額 <u>（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年</u>

改 正 後	現 行
_____（当該宅地等 が当該年度分の固定資産税について法第34 9条の3又は附則第15条から第15条の3 までの規定の適用を受ける宅地等であるとき は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて 得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定 資産税の課税標準となるべき額とした場合に おける固定資産税額（以下「宅地等調整固定資 産税額」という。）を超える場合には、当該宅地 等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る <u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の</u> 宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固 定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分 の固定資産税の課税標準となるべき価格に1 0分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該 年度分の固定資産税について法第349条の 3又は附則第15条から第15条の3までの 規定の適用を受ける商業地等であるときは、当 該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資 産税の課税標準となるべき額とした場合にお ける固定資産税額を超える場合には、同項の規 定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る <u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の</u> 宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固 定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の 固定資産税の課税標準となるべき価格に10	<u>度分の固定資産税の課税標準額</u>）（当該宅地等 が当該年度分の固定資産税について法第34 9条の3又は附則第15条から第15条の3 までの規定の適用を受ける宅地等であるとき は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて 得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定 資産税の課税標準となるべき額とした場合に おける固定資産税額（以下「宅地等調整固定資 産税額」という。）を超える場合には、当該宅地 等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る <u>令和4年度分及び令和5年度分</u> _____ の 宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固 定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分 の固定資産税の課税標準となるべき価格に1 0分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該 年度分の固定資産税について法第349条の 3又は附則第15条から第15条の3までの 規定の適用を受ける商業地等であるときは、当 該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資 産税の課税標準となるべき額とした場合にお ける固定資産税額を超える場合には、同項の規 定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る <u>令和4年度分及び令和5年度分</u> _____ の 宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固 定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の 固定資産税の課税標準となるべき価格に10

改 正 後	現 行
分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の</u>固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。	4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の</u>固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。
5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の</u>固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税	5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の</u>固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税

改 正 後	現 行
標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。 （用途を変更した宅地等に係る税負担の調整措置） 第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条の規定に基づき、<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については</u>、法附則第18条の3の規定を適用しない。 （農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>） 第13条 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額_____）に、当該	標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。 （用途を変更した宅地等に係る税負担の調整措置） 第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条の規定に基づき、<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については</u>、法附則第18条の3の規定を適用しない。 （農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>） 第13条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該

改 正 後	現 行								
農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額 _____を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 <table border="1"> <tr> <th>負担水準の区分</th><th>負担調整率</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table> 第13条の2～第14条の2 略 （特別土地保有税の課税の特例） 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税</u>については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日か	負担水準の区分	負担調整率	略	略	農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（<u>令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 <table border="1"> <tr> <th>負担水準の区分</th><th>負担調整率</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table> 第13条の2～第14条の2 略 （特別土地保有税の課税の特例） 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税</u>については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日か	負担水準の区分	負担調整率	略	略
負担水準の区分	負担調整率								
略	略								
負担水準の区分	負担調整率								
略	略								

改 正 後	現 行
ら令和9年3月31日までの間にされたもの に対して課する特別土地保有税については、第 137条第2号中「不動産取得税の課税標準と なるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課 税標準となるべき価格（法附則第11条の5第 1項の規定の適用がないものとした場合にお ける課税標準となるべき価格をいう。）に2分 の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38 第1項に規定する価格」とあるのは「令第54 条の38第1項に規定する価格（法附則第11 条の5第1項の規定の適用がないものとした 場合における価格をいう。）に2分の1を乗じ て得た額」とする。	ら令和6年3月31日までの間にされたもの に対して課する特別土地保有税については、第 137条第2号中「不動産取得税の課税標準と なるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課 税標準となるべき価格（法附則第11条の5第 1項の規定の適用がないものとした場合にお ける課税標準となるべき価格をいう。）に2分 の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38 第1項に規定する価格」とあるのは「令第54 条の38第1項に規定する価格（法附則第11 条の5第1項の規定の適用がないものとした 場合における価格をいう。）に2分の1を乗じ て得た額」とする。
3～5 略	3～5 略
第15条の2～第16条の2 略	第15条の2～第16条の2 略
(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税 の課税の特例)	(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税 の課税の特例)
第16条の3 略	第16条の3 略
2 略	2 略
3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定 めるところによる。	3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定 めるところによる。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規 定の適用については、附則第7条の5第1項 及び附則第7条の8中「所得割の額」とある のは、「所得割の額並びに附則第16条の3 第1項の規定による市民税の所得割の額」と する。</u>	
(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民	(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民

改 正 後	現 行
税の課税の特例) 第16条の4 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 4 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 第17条の2・第17条の3 略 (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)	税の課税の特例) 第16条の4 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 4 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 第17条の2・第17条の3 略 (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

改 正 後	現 行
第18条 略 2～4 略 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)	第18条 略 2～4 略 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)
第19条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	第19条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略
第19条の2・第19条の3 略 (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)	第19条の2・第19条の3 略 (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)
第20条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	第20条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

改 正 後	現 行
(1)～(4) 略 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の2 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 3・4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	(1)～(4) 略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の2 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 3・4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略

改 正 後	現 行
(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の3 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 3・4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 6 略 第21条～第25条 略	(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の3 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 3・4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 6 略 第21条～第25条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第34条の7第1項の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の富谷市税条例第34条の7第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第3号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定より特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の富谷市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて（富谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月13日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

富専第 3 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

富谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和 6 年 3 月 30 日

富谷市長 若 生 裕 俊

富谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富谷市国民健康保険税条例（昭和44年富谷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条 略 （課税額） 第2条 略 2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 略 第3条～第22条 略 （国民健康保険税の減額） 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。	第1条 略 （課税額） 第2条 略 2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 4 略 第3条～第22条 略 （国民健康保険税の減額） 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

改 正 後	現 行
(1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略 2 略 第23条の2～第27条 略	(1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u> __を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略 2 略 第23条の2～第27条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の富谷市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて（富谷市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月13日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

富谷市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和 6 年 3 月 30 日

富谷市長 若 生 裕 俊

富谷市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を
改正する条例

富谷市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例（平成30年
富谷市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条 略 （固定資産税の課税免除等） 第2条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から<u>令和8年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したもの（以下「特別償却設備設置者」という。）（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地	第1条 略 （固定資産税の課税免除等） 第2条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から<u>令和6年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したもの（以下「特別償却設備設置者」という。）（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地

改 正 後	現 行
に限る。以下「固定資産」という。) に対して課する固定資産税は、新たに当該固定資産税が課されることとなった年度以後3箇年度に限り、これを免除する。 2 略 第3条～第5条 略	に限る。以下「固定資産」という。) に対して課する固定資産税は、新たに当該固定資産税が課されることとなった年度以後3箇年度に限り、これを免除する。 2 略 第3条～第5条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

承認第 4 号

専決処分の承認を求めることについて（富谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月13日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

富専第12号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

富谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和6年4月12日

富谷市長 若 生 裕 俊

富谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

富谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年富谷町条例第38号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条 略 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) <u>特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう</u> — (6) <u>利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> 第3条 略 （個人番号の利用範囲） 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長が行う<u>特定個人番号利用事務</u>ととする。 2 略 3 市長は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、	第1条 略 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 第3条 略 （個人番号の利用範囲） 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。 2 略 3 市長は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、

改 正 後	現 行
法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りではない。 4 略 第5条 略	法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りではない。 4 略 第5条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年5月27日から施行する。

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて（令和5年度富谷市一般会計補正予算（第8号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月13日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

承認第 6 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度富谷市市営墓地特別会計補正
予算（第 4 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別冊のとおり
専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 13 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

承認第 7 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度富谷市国民健康保険特別会計
補正予算（第 6 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別冊のとおり
専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 13 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

承認第 8 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度富谷市介護保険特別会計補正
予算（第 5 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別冊のとおり
専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 13 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

承認第 9 号

専決処分の承認を求めることについて（令和5年度富谷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月13日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

承認第10号

専決処分の承認を求めることについて（令和5年度富谷市下水道事業会計補正予算（第4号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月13日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

承認第11号

専決処分の承認を求めることについて（令和5年度富谷市水道事業会計補正予算
（第5号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月13日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。